

議案第20号

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年墨田区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「墨田区規則」の次に「（以下「規則」という。）」を加える。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「その利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「、延滞の場合を除き、その利率を年1.5パーセント以内で規則で定める率」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

第16条中「墨田区規則」を「規則」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対す

る災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正を踏まえ災害援護資金の貸付利率を引き下げるほか、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い同資金の償還方法に月賦償還を加えるとともに、保証人を立てることについて定める必要がある。